

東京都消費生活条例（抜粋）

(品質等の表示)

第十六条 知事は、消費者が商品を購入するに当たりその内容を容易に識別し、かつ、適正に使用するため必要があると認めるときは、法令に定めがある場合を除き、商品ごとに、その成分、性能、使用方法、供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他の表示すべき事項、表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項(以下「商品表示事項等」という。)を指定することができる。

(東京都消費生活対策審議会)

第四十五条 都民の消費生活の安定と向上に関する基本的事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、東京都消費生活対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。
2 知事は、次に掲げる場合には、審議会に諮問しなければならない。
二 第十四条第一項、第十六条第一項から第三項まで又は第十七条第一項の規定による指定を行う商品若しくはサービスを選定し、又はその解除をしようとするとき。

東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の指定（抜粋）

表一 条例第十六条第一項の規定に基づく表示事項等

商品	表示すべき事項	表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項
七 調理冷凍食品 (以下略)	(一) 原材料配合割合	(一) 商品名に原材料の一部の名称が付された調理冷凍食品にあつては、当該原材料の仕込み時の標準配合比をパーセントの単位で単位を明記して表示すること。ただし、重量の画一化が困難なもの等で、グラムの単位で単位を明記して表示することを適当としない調理冷凍食品にあつては、その表示を省略することができる。 (以下略)
	(二) 原料原産地名	(略)
四十四 カット野菜及びカットフルーツ(包装されたものに限る。)	(一) 加工年月日	(一) 加工年月日は、野菜、果菜又は果物を小さく切り、生食用として食べやすく加工した(カットした)日を次のいずれかに準じて表示すること。 ア 加工年月日 平成4年〇月〇日 イ 4.〇.〇 加工 ウ 加工年月日 1992年〇月〇日 エ 1992.〇.〇 加工 (二) 表示すべき事項は、包装の見やすい箇所に印刷、押印又はラベルのちよう付その他の方法により表示すること。 (三) 表示に用いる文字は・・・（以下略）